

生存権にかかわる裁判 を支援する静岡の会

通信

2023年6月5日

第37号

連絡先 054-254-2998 (静岡県生活と健康を守る会連合会)

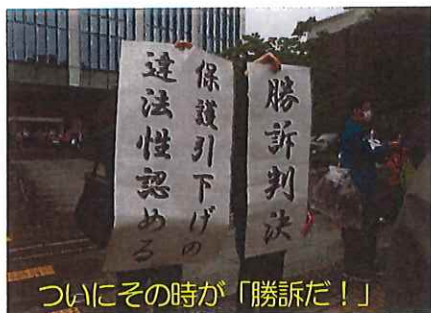
原告・弁護団・支援者の力で勝ち取った静岡地裁勝訴！

「不当判決を勝訴が上回り」全国注目の大きな11勝目！

2013年～2015年の国による生活保護の基準引下げは違法として、県内の受給者6人が、勇気を振り絞って原告となり、居住している浜松、静岡、掛川、袋井の4市に減額処分の取り消しを求めた訴訟の判決が5月30日、静岡地裁（菊池絵理裁判長）でありました。菊池裁判長は、「厚生労働大臣の引き下げ判断には、裁量の逸脱または乱用が認められ違法」などとして原告の主張を認め、減額処分を取り消しました。判決後、支援者、報道陣が待ち構えている静岡地裁前に原告側の太田、富増弁護士が駆けつけ、「保護引き下げの違法性認める」「勝訴判決」の縦幕（写真中段）を掲げると支援者は大きな拍手（写真下段）で喜び合いました。「支援する静岡の会」では裁判の結審（昨年11月17日）後、各団体、支援者に「公正な判決を求める署名」の協力を広げ、短期間（約2か月間）に4千筆を超える署名を集め、静岡地裁に提出しました。



勝訴判決報告集会では約100名の参加で勝利を喜び合う！



勝訴判決を受けて行われた「勝訴判決報告集会」には報道陣を含め約100名が参加して興奮冷めやまぬ中で行われました。

まず、大橋弁護団長から「運動で政治を変える。その運動の一つがこの裁判。今日まで8年間、弁護団、原告団とも活動してきた。今日一筋の結果が出たが国は控訴するでしょう。でもこの東京高裁管内(東京、横浜、さいたま、千葉、静岡)はすべて勝っている。地裁段階で11勝目(10敗)で勝ち越した。東京高裁は厳しいたたかいになると思うが理は私たちの方にある。これが負けるはずがない。これを我が国に根づかせる闘いが必要になると思う」と挨拶がありました。

続いて阿部弁護士から「今日の判決はゆがみ調整については違法ではないが、デフレ調整については違法で厚生労働大臣の引き下げ判断には、裁量の逸脱または乱用があると認定している。その前提として厚生労働大臣に保護基準の改定にあたってどの程度の裁量があるかということを決断書は論じている。私たちは『最低限度の文化的な生活』について生活保護のレベルで判断をすればいいと主張してきた。今回の地裁ではそこまでは踏み込まないで多くの地裁判決で出たレベルの判決になっていると思う。今日は本当に勝ててよかった。」と報告がありました。



笹沼共同代表からは「何といても原告の皆さんが生活が苦しい中でたたかってきた。その原告の皆さんのたたかいはなければ弁護団もたたかうわけにはいかなかった。『自分が悪い』という世間のバッシングもはねのけて、たたかい勝訴を勝ち取ったというのは大変貴重な成果だと思う。このたたかいは朝日茂さんのたたかい(朝日訴訟)の遺産を引き継ぐとともに負の遺産を乗り越えるたたかいだった。このたたかいは憲法を守るたたかいではなくて、憲法や生活保護法によって守られている生活困窮者のいのちを守るたたかいだ」と挨拶がありました。

続いて名古屋から駆けつけてくれた元中日新聞社 生活経済編集委員の白井さんから「勝たなければいろんなところで統計不正がやられてしまう。社会保障の数字を決めるときは統計数字を使うことが非常に多い。少しいじられて社会保障の基準を具合悪いようにされては大変なので絶対負けられない。だからマスコミが統計不正についてしっかり書けば、最高裁までたたくなくても終わりにすることはできていると思っている。マスコミの皆さんが頑張って頂いて、あと国会議員が頑張れば・・・。私は2013年に中日新聞に「生活扶助相当CP1」はおかしいと書いて2回、1面トップに出したが厚生労働省は何にも反論してこなかった。自信をもって「統計不正だ」「物価偽装だ」と書いてほしい。私は犯罪的行政だと言える」と挨拶されました。

原告からは「8年間『長かった!』『勝って本当に良かった!』」



喜びの挨拶をする山本原告団長

まず小野川さんから「私も長いことたたかっているが、磐田市の病院へ3ヶ月間アルコール依存症で入院をしていた。時には半分投げやりになったこともあったが、弁護士や教授、生健会の皆さんのおかげでここまで頑張ってこられた。皆さんのおかげでこのような結果を頂きました。ありがとうございました。須川さんは「非常に長い8年間でした。若い時ならは大したことないと思うが、高齢になってからの8年というのは非常に長かった。私は3年半前に治療目的で岡山に転居しましたので袋井生健会は退会しましたが、この裁判を応援して下さる皆さんがまだ袋井にいて、そういう方々の応援で参加することができました」と涙ながらに。

原告団長の山本さんは「本当にこんな嬉しいことは何十年ぶりです。皆さんと一緒に原告になってから一番うれしい。8年間たたかってきて本当に良かったと心から感じている。これからまた長い裁判が始まるとは思いますが、皆様のご支援をよろしくお願いいたします」とそれぞれが想いを語ってくださいました。

各団体からも「亡くなった出島さん、天国から応援して下さい!」



マスコミの皆さんも頑張って!

今回も「支援する静岡」の加盟団体からの連帯と喜びの挨拶が続きましたが、特に新婦人静岡県本部の田中嶋会長からは「本当に久々の勝利で嬉しく思う。新婦人の会員でもあった出島澄江さんは、原告団に入ったが志半ばで病気でお亡くなりになってしまいました。『出島さん、皆さんのこの笑顔が見えますか。勝ちましたよ。声が届いておりますか。私たち新婦人も出島さんと一緒にこれからもたたかってまいります。天国から応援してくださいね。長い道かもしれませんがこれからも頑張っていきましょう』と呼びかけられました。その他、静岡県生活と健康を守る会（水谷会長）、

全日本年金者組合静岡県本部（岡村事務局長）、静岡県労働組合評議会（菊池議長）、障害者（児）の生活と権利を守る静岡県連絡協議会（大石幹事）、静岡県民主医療機関連合会（遠山理事）、静岡県生活と健康を守る会（酒井相談役）から連帯と喜びの挨拶が述べられました。最後に東京から駆けつけて下さった全生連の前田さんから「裁判の重要性を広めていくことが非常に大事で、特に生活保護の基準が上がらないと生活の基準も上がっていかないこと、生活実態を地域の人たちに広げ共感を得て運動を広げていきましょう」と呼びかけがありました。

静岡地裁勝訴判決を受けて厚労省へ 要請行動に2名が参加!

5月31日、前日の静岡地裁勝訴判決を受け、先の5月26日の千葉地裁でも勝訴判決を受けており、「いのちのとりで裁判全国アクション」の呼びかけで厚労省へ「要請」に、副団長の小野川さんと支援する会事務局長の水谷で厚生労働省に行ってきました。「いのちとり裁判全国アクション」の代表の尾藤弁護士は「いつも厚労省の回答は同じだが、かつての朝日訴訟では一審での原告の勝訴で、国側は生活保護行政を改善させたではないか。これほど負けているのに同じ回答しか出せないとは情けないではないか」と厳しく批判しました。さらに原告団は要請文を渡し、合同記者会見に臨みました。

〈生存権に係る裁判を支援する静岡の会 第9回総会のお知らせ〉

- 日時：7月7日(金) 15:00~16:30
- 場所：静岡県総合社会福祉会館 401号室

一人はみんなのために
みんなは一人のために

生活と健康を守る新聞
全生連中央機関紙

発行所
全国生活と健康を守る会連合会
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15
KATOビル3階
電話 03(3354)7431 FAX 03(3354)7435
メール ma-press@zenzeiren.tokyo
毎週日曜日発行 定価毎月300円
1部売り75円 送料1部12円

生活保護基準引き下げ違憲訴訟 千葉・静岡で勝訴 勝つ流れできた



報告集会で勝訴の旗(左から原告の小野川さん、山本さん、水谷会長、原告の須川さん、酒井幸七前会長。5月30日、静岡弁護士会館)

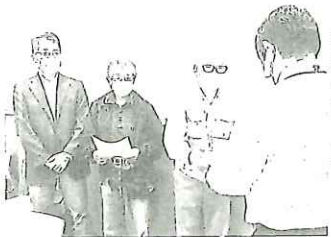
政府は2013年から15年にかけて生活扶助基準を平均6・5%、最大で10%引き下げ、年間総額670億円削減しました。この減額の取り消しを求めた生活保護基準引き下げ違憲訴訟で千葉地裁は5月26日、静岡地裁は同30日に、それぞれ生活保護法に違反すると減額の取り消しを認める判決を言い渡しました。同種の裁判は30の裁判が行われており、これまでに21地裁で判決が出され、千葉で10勝目、静岡で11勝目となり勝敗は逆転しました。(前田美津恵、関連記事2面)

控訴せず基準を戻せ

いのちのとりで全国アクションが要請

いのちのとりで裁判
全国アクション

と静岡の裁判の勝訴を受けて厚生労働省を訪ね、厚労大臣に、控訴せず、2023年8月の引き下げ前の生活保護基準に直ちに戻すことなどを要請しました。千葉の原告の水野哲也さん、静岡の原告の小野川泰さんらが要請書を手渡しました。



要請書を手渡す原告の水野さん(右から2人目)、小野川さん(同3人目)

厚労省側は生活保護課長補佐の3人が対応し、「判決については承知している。関係省庁と協議のうえ関係自治体とも協議して今後

の方向を決めていきた」といつとも同じ回答に終始しました。水野さんは「たとえと実態を訴えましたが、厚労省は「願わんば」の病気があり、医療扶助しませんでした。で助かっている。しかし、厚生労働省の高野純事務局長は「生活保護費を削減し、社会保障費に影響しない」と訴え、静岡県生活と健康を守る会連合会会長は「勝訴が中日新聞のトップ記事になった。複数のテレビ局が関心を持ってくださる。厚労省の真摯な対応を求めました。」

うれしい、良かった

原告が実名出し訴え 静岡

静岡地裁では午後1時10分からの判決を前に100人以上が傍聴を求めて並び、60人入任しました。菊池総裁裁判長は「厚生労働大臣の判断が過誤・乱用があり、生活保護法第3条、8条2項に違反する」とし裁判になった。東京などの関東と静岡で勝つ流れができていく。勝つ流れができていく。勝つ流れができていく。勝つ流れができていく。



報告集会で静岡共同代表(左、右へ) 安部弁護士、大橋弁護士、山本原告団代表

静岡県生活と健康を守る会連合会の水谷陽一会長の紹介で原告が一言。掛川北生健会の小野川泰さんは「みなさんの協力で頑張った結果となった。袋井市の須川益雄さんは「病気が癒えて他県に転居したが、裁判に参加することができた。ありがとうございます。」

をかみしめながら話しました。弁護団事務局長の安部浩基弁護士は「ゆがみ調整」については基準部会に聞いています。しかし、「デフレ調整」は聞いていない。独断でやったという。私たちが憲法25条を具体化した生活保護法の8条2項、「必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分で、かつ、これをこえないもの」に従っていないと主張してきた。これが認められたと説明しました。支援する会の笹沼弘志共同代表(静岡大学教授)は「なんとという顔で自分の訴えを出して訴えた6人の原告に感謝する」と喜びを話しました。

今週の紙面

- | | | | |
|-------------------------|------|--------------------------|------|
| ◇生活保護裁判—千葉勝訴、全生連声明/国会行動 | (2面) | ◇学習会/総会/決起集会/通信募集・通信集計開始 | (5面) |
| ◇制度紹介—価格高騰緊急支援給付金/街角問答 | (3面) | ◇生活情報 | (6面) |
| ◇合同懇談会/各地の班会/バベキュー大会 | (4面) | ◇読者のひろば | (7面) |
| | | ◇仲間の声/スポーツ博覧会/読者からのお便り | (8面) |

息吹き

大みそか、職を失った165人のパイロットとCA。2010年12月、JAL(日本航空)不当解雇。148人が裁判を起した。15年2月、最高裁は上告を受け付かず、高裁の「解雇有効」とする不当判決が確定した。今年のJAL株主総会に向け、解雇撤回を求める争議団は全国統一行動を展開。広島街頭でも支援を訴え歌った。通りがかりに「何をしたらいい?」「支援物販のチラシを持って帰る人もいた。うたごえに立ちどまったそうだが、不当解雇された人たちが求める「希望者全員の現職復帰」の実現は何を生み出すだろう。会社は勝つたのだと職場の人は驚くだろう。それはJALだけでなく、のちに働く人たちの希望になるだろう。全生連(私の要求)運動は何を生み出したのだらう。命を育みつないできたのだらう。社会から除外された命はとぎれてしまふ。命のかる重い話だ。だからこそ、日々人が生きる抵抗と笑いを広げたい。(平)

生存権にかかわる裁判 を支援する静岡の会

通信

2023年4月24日

第36号

連絡先 054-254-2998 (静岡県生活と健康を守る会連合会)

静岡地裁勝訴判決を3897筆の署名でより確かなものに!

「公正な判決を求める署名提出集会」に約80名が参加!



水谷事務局長(左)から大橋弁護団長(右)に署名が託され、裁判所へ

生活保護基準引下げ取消訴訟・静岡地裁の判決(5月30日)に向けて4月14日、「公正な判決を求める署名提出集会」が静岡市内の青葉公園緑地で全県から原告、支援者(団体)約80名の参加者で行われました。最初は大橋弁護団長から「我が国のこの生活保護行政が改善されなければ、本当に人々の毎日に暮らしに影響が大きいし、本日もし大阪高裁が負けたとしても真実は一つなので、めげずに頑張らなくてはならない。裁判所は国民の力、市民の力がバックにないとい判決は出せない。今日この集まった署名を届けます。絶対勝てると思います」と力強く挨拶。

世論の力が「いい判決、裁判長を後押し」することにつながる!

そして各団体からの挨拶があり、最初に司会から「私たち年金者組合は本日午後3時東京高裁において静岡年金裁判の判決が言い渡されますので現在、東京高裁に集結しております。生活保護引下げ取消裁判も年金裁判も、目的は憲法25条の基づく「健康で文化的な生活の実現」にあることは言うまでもありません。今後一層連帯し、共に勝利に向けて頑張りましょう」とメッセージが紹介されました。続いて生健会から「生健会だけで2,592筆集めました。5月30日の判決にはこの世論を力に勝利判決を勝ち取りたいと思う」と。新婦人からは「電気料金値上げのことで中部電力静岡支店に会員を集めて説明させることを昨日役員会で決めた。おかしいことはおかしいと言える世の中をつかっていきたい」と。障しず協からは「できるだけ多くの方に障害者の実態や問題を知らせながら組織を大きくして、この裁判にも勝っていききたいと思う」と。県評からは「来月判決だが、なんとしても勝利をして私たちのたたかっている最低賃金、これは一人一人の労働者の生活に直結する制度なので、この裁判に勝って弾みをつけていきたい」と。最後に民医連から「私は介護の事業所において、ヘルパーさんから『実は今日、行った生活保護の利用者さんの自宅はエアコンが無くて暑いし、食事をつくるにも冷蔵庫を開けたら何にもなかったので料理がつかれなかった』と。こういう実態を明らかにしていく私たちのたたかいが重要で、何としても勝利して国に元の基準に戻させなければならない」と訴えがありました。また原告の山本さん、小野川さん、坪井さんからも「5月30日は喜びを分かち合いながら帰って来たいと思う」と決意が述べられ、最後に「生存権に係る裁判を支援する静岡の会」の水谷事務局長から「判決が出る5月30日にはぜひ勝訴判決報告集会、そして国に対して上告するなという、そういう決意を込めた集会にしたいと思う」と決意が述べられました。署名は集会後、大橋弁護団長、支援する会の酒井幹事、小高事務局次長が静岡地裁民事第2部に提出しました。またこの様子が翌日の正午前に静岡朝日テレビの「とびっきり!しずおか」で放映されました。



当日は選挙中にもかかわらずテレビ取材も

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 〈生活保護引下げ取消訴訟 判決公判 5月30日(火) 静岡地方裁判所〉 | |
| ● 集合・傍聴券配布 | 12:25~ |
| ● 判決公判 | 13:10~ |
| ● 判決を受けての集会 | 13:40頃~(弁護士会館3階会議室) |

最終提出は4月28日

生活保護費減額処分取消訴訟・静岡

公正な判決を求める要請

平成27年（行ウ）第13号 保護変更決定処分取消請求事件

平成28年（行ウ）第6号 保護変更決定処分取消請求事件

静岡地方裁判所民事第2部合議A係 御中

生存権に係る裁判を支援する静岡の会

事務局長 水谷 陽一

〒420-0007 静岡市葵区柳 123 番地

山内アパート内 静岡県生活と健康を守る会気付

電話 054-254-2998 FAX 054-255-7010

署名 3, 897筆

請願趣旨

静岡地方裁判所におかれましては、慎重かつ丁寧な審理をされておりますことに深く感謝いたします。さて私たちが訴えた2013年度からの生活保護基準引下げは、過去最大の下げ幅（平均6.5%、最大10%）で、生活保護を利用する96%の世帯が削減されるという大きな影響を与えました。これらは生活保護基準部会における検証結果を正しく踏まえておらず、基準部会など専門家による吟味を一切経ていません。また、消費者物価指数の値下がりや、過大に影響する計算をし「物価偽装」とも言えるほどの問題点が明らかになりました。

生活保護を利用する人たちの生活は、惣菜の量を減らす、風呂の回数を減らす、友人などとのつきあいを減らすなど、厳しい生活がさらに厳しくなっています。そればかりか、人間らしく生きていこうとする希望や前向きな気持ちを奪うものです。今回の引き下げは、憲法25条に基づいて制定された生活保護法3条、8条2項の規定に明確に違反したものです。また、各処分庁による保護費減額処分は9条が規定する実際の必要の相違を考慮しておらず違法です。

生活保護基準にはナショナル・ミニマムとしての役割があり、最低賃金、就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費等の減免の基準にもなっていることから、私たちは生活保護を利用する人だけの問題ではないと多くの人に知らせてきました。

貴裁判所におかれましては、原告の実情やこのような状況を踏まえ、徹底した審理の中で、公正な判決を下されることを強く求めます。

事件番号 平成27年(行ウ)第13号、平成28年(行ウ)第6号

保護変更決定処分取消請求事件

当事者 原告 山本定男 外5名、 被告 浜松市 外3名

担当部 静岡地方裁判所民事第2部

6 判決言渡日 令和5年5月30日(請求認容)

第1 事案の概要

1 本件は、静岡県内において生活保護法に基づく生活扶助の支給を受けている原告らが、厚生労働大臣の定める保護基準(生活扶助基準)につき平成25年、平成26年及び平成27年に順次行われた改定(本件改定)に伴い、各保護変更決定処分(本件各処分)をそれぞれ受けたが、本件各処分は、生活保護法3条及び
10 8条2項に違反し、生活扶助を健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りない水準とするものであるなどの理由から違法であると主張して、各原告に対応する各処分行政庁の所属する各地方公共団体に対し、本件各処分の取消しを求める事案である。

15 2 本件改定は、改定前の生活扶助基準に対し、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との間の比較による年齢、世帯人員、級地による乖離を調整するとともに(ゆがみ調整)、客観的な経済指標である消費者物価指数の動向を勘案して生活扶助基準額の見直しを実施し(デフレ調整)、本件改定の影響を一定程度に抑える観点から、激変緩和措置を併せて実施して、生活扶助基準額の内容をこれら
20 に沿って改定した。

第2 理由の要旨

当裁判所は、本件改定に至る厚生労働大臣の判断過程には、過誤、欠落があるものといわざるを得ず、本件改定に係る厚生労働大臣の判断には裁量の逸脱又は濫用が認められ、生活保護法3条、8条2項に反し、違法であり、違法な本件改定に基づいて行われた本件各処分はいずれも違法というべきであるから、その取
25 消しを求める原告らの請求はいずれも認容すべきであると判断する。

理由の要旨は次のとおりである。

1 判断基準

厚生労働大臣には、生活保護法3条及び8条2項に基づき、保護基準のうち生活扶助基準を改定するに際し、改定前の生活扶助基準の改定を行う必要があるか否か及び改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持することができるものであるか否かを判断するに当たり、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められる。また、厚生労働大臣には、改定前の生活扶助基準によって具体化されていた被保護者の期待的利益についても可及的に配慮するため、その引下げの具体的な方法等について、激変緩和措置の要否等を含め、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められる。そして、生活扶助基準の改定に当たっては、それまでも各種の統計や専門家の作成した資料等に基づいた検討がされてきたという経緯に鑑みると、生活扶助基準の引下げを内容とする保護基準の改定は、① 改定前の生活扶助基準の改定を行う必要があり、改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるとした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、あるいは、② 生活扶助基準の引下げに際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした厚生労働大臣の判断に、被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合には、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法となるものというべきであり、厚生労働大臣の上記裁量判断の適否については、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等の観点から審理されるべきものと解される（老齢加算東京訴訟最判、老齢加算福岡訴訟最判参照）。

そして、厚生労働大臣が保護基準を改定するに当たっては、社会保障審議会や

その下に設置された基準部会等の専門家の諮問を経ることを法令上要求されているわけではないことから、生活扶助基準の見直しにあたり、専門家の諮問を経なかったとしても、そのことのみによって直ちに権限の逸脱又は濫用として違法と評価されるものとはいえない。

5 しかしながら、生活扶助基準の見直しに当たっては、専門家の関与がされてきた経緯が認められること、厚生労働大臣が生活扶助基準を改定するに際しては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とすることから、厚生労働大臣の判断の過程においては、何らかの専門的知見に基づく考察がされていることが強く推認される場所である。

10 したがって、本件改定のうち、平成25年検証の結果を踏まえて行われたゆがみ調整については、厚生労働大臣の判断につき、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められるか否かを判断するに当たっては、基準部会等の専門家の関与による審議経過及び結果の合理性に関し、統計等の客観的な数
15 値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等の観点から審理判断することが相当である。

 また、本件改定のうち、基準部会等による審議検討を経ていないデフレ調整についても、厚生労働大臣の判断につき、上記の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められるか否かを判断するに当たっては、専門的知見に基づく高度の
20 専門技術的考察が行われたことについての被告らの説明に基づき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等の観点から審理判断することが相当というべきである。

2 ゆがみ調整について

- (1) ゆがみ調整は、平成25年検証の結果を踏まえて行われたものであるところ、
25 平成25年検証について統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との整合性がないと認めることはできない。

(2) 2分の1処理を含むゆがみ調整における厚生労働大臣の判断は、平成25年検証の結果に基づくものであり、統計等の客観的数値等との合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との整合性がないと認めることできない。

(3) 以上によれば、ゆがみ調整に関する厚生労働大臣の判断について、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認めることはできない。

3. デフレ調整について

(1) デフレ調整の必要性に関して、平成19年検証の結果や平成20年以降の賃金、物価、家計消費の落ち込み等を根拠とする被告らの説明は十分とはいえず、被告の上記説明においては、統計等の客観的数値等との合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との整合性がないといわざるを得ない。

すなわち、平成16年全国消費実態調査の結果等を用いて実施された平成19年検証の結果から、直ちに平成20年以降の一般低所得世帯と生活保護受給世帯の間の消費実態の均衡の有無を評価し得るものとはいえず。また、平成19年報告書が取りまとめられた以降の原油価格の高騰や生活関連物資を中心とした物価上昇の影響を考慮し、厚生労働大臣は平成20年度及び平成21年度の生活扶助基準を据え置く判断をしていたところ、上記の影響は、一般低所得世帯（第1・十分位）の消費実態にも及んでいたことが推認されるから、平成19年検証の結果をもって、平成20年当時においても、生活扶助基準の水準が一般低所得世帯の消費実態と比較して高くなっていたと直ちにいうことはできない。

加えて、平成19年検証の結果によっても、一般国民（第1・五分位）との関係では、生活保護受給世帯の消費実態は、必ずしも均衡が崩れていたとまで評価できる状況にあったとまでいうことはできない。さらに、平成20年以降において生活必需品の物価はむしろ上昇していたことがうかがわれるのであるから、物価の変動により生活保護受給世帯の消費支出も下落し、その可処分所得が実質的相対的に増加していたと直ちにいうことはできない。

以上を前提とすると、平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界金融危機によって、賃金、物価、家計消費等が落ち込み、一般国民の消費水準が下落していたとしても、これにより一般国民と生活保護受給世帯との消費水準の均衡が崩れていたと評価することは困難である。

5 (2) デフレ調整の内容の合理性に関して、次のとおり、被告らの説明は十分とはい
い難く、厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的数値等との合理的関連性を欠き、
あるいは専門的知見との整合性がないといわざるを得ない。

ア 物価下落率を生活扶助基準の水準に反映させることの合理性に関しては、物
価を指標とする生活扶助基準の改定については、本件改定以前においては、専
10 門委員会、検討会及び基準部会において本格的に検討された形跡は認められず、
定期的な検証で用いられた消費水準の均衡を測る方法等との関連性について、
被告らによる十分な説明がされているとはいい難いから、厚生労働大臣の判断
は、統計等の客観的数値等との合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との
整合性がないといわざるを得ない。

15 イ また、デフレ調整の起点を平成20年としたことの合理性に関しては、平成
19年検証の結果をもって、平成20年以降においても生活扶助基準の水準が
一般低所得世帯の消費実態と比較して高くなっていたと直ちにいうことができ
ないことは、前記(1)のとおりであり、平成19年検証の結果から、平成20
年当時において生活扶助基準を改定すべきであったとする被告らの説明には、
20 判断の基礎となる事実や判断過程に係る説明において飛躍があるといわざる
を得ないから、厚生労働大臣の判断も、統計等の客観的な数値等との合理的関
連性や専門的知見との整合性を欠くといわざるを得ない。

ウ さらに、生活扶助相当CPIの算出方法の合理性に関しては、生活扶助相当
CPIは、生活扶助基準の前回見直し(平成20年)以降における生活扶助に
25 相当する品目に係る物価の動向を勘案するために、総務省CPIにおいて用い
られている指数品目のうち、除外品目及び欠測値該当品目を除いた品目を指数

品目として算出された指数であり、デフレ調整のもととなった本件下落率（
4.78%）は、平成22年基準の価格を100とした場合の、平成20年総
務省CPI（平成17年基準に基づくものを平成22年基準に換算したもの。）
及び指数品目（485品目）に係る平成22年基準のウェイト（ウェイト総和
5 は6189）をもとに算出された平成20年生活扶助相当CPIと、平成23
年総務省CPI（平成22年基準に基づくもの。）及び指数品目（517品目）
に係る平成22年基準のウェイト（ウェイト総和は6393）をもとに算出さ
れた平成23年生活扶助相当CPIの変化率として算出されたものであると
ころ、生活扶助相当CPIにおいて前提とされた消費構造と、生活保護受給世
10 帯の消費構造とが大きく異なるとすれば、上記に算出された変化率が仮に下落
傾向を示していたとしても、生活保護受給世帯における可処分所得の実質的相
対的な増加の有無、程度を正しく評価するものとはいえない。また、平成22
年基準（総務省CPI）のウェイト総和は10,000であるのに対し、平成
20年生活扶助相当CPIのウェイト総和と、平成23年生活扶助相当CPI
15 のウェイト総和は、それぞれ除外品目部や欠測値該当品目分を除いた6,18
9と、6,393であるため、平成22年基準のウェイト比より、生活扶助相
当CPIの算出において用いられたウェイト比の方が、生活扶助相当品目の物
価の変化をより大きく評価する結果となる。総務省CPIにおける平成20年
から平成23年における総合指数の下落率は-2.35%であり、同期間の食
20 料費及び教養娯楽費の指数は下落傾向である一方、光熱・水道費の指数はむしろ
上昇傾向であったこと、平成22年基準を基にした場合の食料費の指数の推
移は、平成20年が100.1、平成23年が99.6であるのに対し、教養
娯楽費の指数は順に104.3、96.0となっており、後者の下落幅の方が
大きいこと、本件下落率（-4.78%）におけるテレビ等の寄与度は、-3.
25 28となっており、テレビ等の物価の下落が過大評価された可能性は否めない
ことからすると、デフレ調整の根拠となった生活扶助相当CPIの算出方法に

つき、被告らにおいて十分な説明がされているとはいえ、厚生労働大臣の判断も、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くといわざるを得ない。

4 本件改定の適法性について

前記2のとおり、本件改定のうちゆがみ調整に関する厚生労働大臣の判断の過程には過誤、欠落がない一方で、前記3のとおり、本件改定のうちデフレ調整に関する厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との整合性を有していないものであり、その判断の過程には過誤、欠落があるものといわざるを得ない。

本件改定は、主としてゆがみ調整及びデフレ調整を目的とし、本件各告示による生活扶助基準の改定により一体的に行ったものであって、ゆがみ調整の部分とデフレ調整の部分とを明確に区分することはできないところ、ゆがみ調整により、生活保護受給世帯間の公平を一定程度図ることができた側面はあるものの、2分の1処理を行ったことにより、生活扶助費の増額幅も減ることとなっていること、本件改定による財政効果の大半はデフレ調整による部分と試算されていたこと、デフレ調整は、平成20年から平成23年までの生活扶助相当CPIの下落率 -4.78% を、ゆがみ調整を行った基準額に乗じることによって行われること等からすると、デフレ調整による影響は重大である。加えて、本件改定では、激変緩和措置として見直しの影響を一定程度に抑える観点から、改定前基準からの増減幅が $\pm 10\%$ を超えないように調整することとしていたものの、改定前基準からの減少幅が -10% を超え、上記激変緩和措置の対象となった世帯は全体の約 2% のみであり、デフレ調整による影響の重大性を左右するものとはいえない。

そうすると、ゆがみ調整及びデフレ調整を一体的に行った本件改定に至る厚生労働大臣の判断過程には、過誤、欠落があるものといわざるを得ず、本件改定に係る厚生労働大臣の判断には裁量の逸脱又は濫用が認められることから、生活保護法3条、8条2項に反し、違法である。

静岡県社保協 29期 第3回 事務局団体会議 報告

■日時：2023年5月23日（火） 14：30～16：00

■場所：国労会館小会議室（オンライン併用）

■出席：県保険医協会（宮倉・古川）、生健会（水谷）、障しず協（大石）、新婦人（田中嶋）、県商連（瀬川）、
県評（上野）、自治労連（中村）、事務局（小高・佐伯）

■欠席：年金者組合（岡村）、県民医連（松原）

■議長：宮倉事務局次長

文責：静岡県社会保障推進協議会事務局長 小高

1. 医療・介護・福祉など社会保障めぐる最近の情勢の特徴

（1）医療・介護・福祉など社会保障をめぐる最近の情勢の特徴（各団体より）

自治労連（中村）：組合の関係では5月8日から5類になって、手当の問題が浮上してきている。手当を付けさせることについては11病院すべてについたのは全国でも例を見ないことだった。手当を下げるなどという提案はしないで当局が言ってきた時に防御服を着るのかどうかという事も確認しながら、今まで通り治療にあたるというのであれば、手当は付けると。財源は空床保障でと意思統一はしている。今看護師が少なく、希望休を出してもなかなか通らないので、有休を消化できるだけの人員をとという要求に変えたり、1回、1回の手当ではなく慰労金のようなものを要求していく方向にきている。組合の組織のことは新規採用の職員を迎えているが、例年より応募が少なく、4月当初でマイナスでスタートしているところが5病院くらいある。今までマイナススタートというのはなかったが、コロナ3年目で退職も多く（2割）、新規採用も集まらなかった。そんな中、組合の加入も今まではほぼ100%だったが、「親に聞いてみないとわからない」とか「困ったときに入ればいいかな」とか例年と違う感覚で80%代、90%代でほぼ100%までいっているところが11病院中3病気がない。

障しず協（大石）：6月11日は「第25回静岡県の障害（児）者の実態・要求交流集会」があり、「国連障害者権利委員会からの日本への勧告を知ろう」をテーマに赤松英知さん（きょうされん常務理事）の講演がある。昨年9月に出た勧告をどのように運動に活かすかという内容なので、ぜひ参加して頂きた。5月10日に総務省との交渉をZOOMで行った。その中で郵便投票の拡大という要求を全国から上げているが、これは介護5の方からそれを4や3に広げるという検討をしている。障害者手帳5級の方しかダメだがそこを広げてほしいと言ったら、一切検討していないと言われた。静岡県にも静岡市にも同じ要望をしたら国が検討しているという回答だったが、障害者の問題では手帳の問題でも何にも検討されていないので、静岡市と26日に懇談をするがその時にその問題について国にもっとしっかり、詳しく要望するように求めていく。理不尽なことから一つ一つ対応をしていかななくてはいけないと思っている。またA型就労移行支援事業所のところで、できるだけ細かく実態を掴みたいと思っているので、情報があたらよろしく願いたい。

県評（上野）：今年のメーデー集会については平日ではあったが200名の参加でパレードまで多くの方が参加してくれた。いいメーデー集会になった。動画もユーチューブで見れるようになっている。

新婦人（田中嶋）：5月21日（日）に清水テレサホールで第60回静岡県母親大会 in 清水が開催され、会場は270名、全県下でオンライン配信して1,100名以上の参加という事で大成功に終わった。コロナの関係でなかなか一堂に集まることはできなかったが、よかったという感想を聞いている。全大会は終わったが、引き続き県内の会場17か所でそれぞれの分科会の開催をするので、ぜひ地元の分科会を中心に参加していただきますようお願いしたい。

保険医協会（宮倉）：静岡県保険医協会として7月6日（木）の夜に「我が友原子力（放射能の世紀）」の映画上映会（札の辻クロスホール）を予定している。「放射能と被ばく」を切り目に歴史を紐解いた映画なのでぜひご覧いただきたい。保険医協会としては保険証廃止反対、窓口負担の問題を中止に運動している。

県商連（瀬川）：5月21日に共済会で「いのちと健康を守る学習交流会」というのをコロナで4年ぶりに開いた。高齢の会員が多いので、徳洲会病院の先生に認知症について（症状、家族の対応や予防など）話をしてもらった。確定申告のときは顔を出す会員さんが多いが、その間になくなっていたり、一人くらしの会員さんも

凄く増えている、久しぶり会うと様子のおかしいと思う人もいたりする。事務所に来る道が分からなくなったと」警察から電話があることもあり、亡くなるまで商売をやっている方々なので深刻な問題になっている。役員さんは理事長は掛川の方だが、補聴器の問題と結び付けて運動に繋げたいと想いを持っていたが、やはり徳洲会病院の先生なので、そういう質問をわざとしたが、「耳の聞こえは直的には関係ないけど」と言われてしまっって運動に結び付けるのは自分達でやらなくてはならず大変さを感じた。

民医連（小高）5月27日（土）が静岡健生会の社員総会で、6月10日（土）は県民医連総会と続く。県民医連も今までにない大変な状況ではあるが何とか乗り切っていくために努力している状況。

2, これまでの取り組みと当面する方針について

(1) 県社保協 29期 第2事務局団体会議（4/24）以降のとりくみの経過

- 4/24（月） 第2回県社保協事務局団体会議（参加8名）
- 4/25（火） 県社保協 25条デー署名宣伝行動 7団体 17人（年金者1人・保険医協会3人、生協労組1人、新婦人6人、障しず協1人、民医連1人・県評1人・県生健会3人）
「生活保護引下げ取消裁判・静岡 公正な判決を求める署名」 8筆
- 4/28（金） 「人間らしい生活を！いのちを守る」第8回県民のつどい第1回実行委員会
- 5/1（月） メーデー集会
- 5/3（水） 憲法を考える市民の集い
- 5/16（火） 生存権に係る裁判を支援する静岡の会第5回幹事会
- 5/17（水） 生活保護引下げ取消裁判弁護団会議
- 5/18（木） 健康保険証廃止は撤回を！5. 18院内集会
-

(2) 静岡県社保協の当面する社会保障課題の取り組みについて

「憲法 25条デー」静岡県社保協の宣伝署名対話行動

◆ 5月の25条デー宣伝署名行動については5月25日（木）に青菜公園で行う。

署名は「健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード所得の強制に反対します」の署名宣伝行動を行う。

1, 静岡県社保協の当面する社会保障課題の取り組みについて

1) 国保改善の取り組み

①安心できる国保のために

②第1回国保改善運動交流集会（7月16日）⇒ 6月30日締切

2) 後期高齢者医療制度改善・75歳以上の医療費負担2割化を中止させるたたかい

①公的医療保険料引き上げ今国会通過

・後期高齢者医療制度の保険料引き上げは撤回を（全国保団連）

②75歳以上医療費窓口2割化反対署名提出行動（6月5日、衆議院会館会議室）

〈中央集会〉 10:30~12:30

講演テーマ：「後期高齢者医療制度の改悪とどうたたかうか」

〈議員要請行動・集約集会〉 12:30~16:00

3) 介護保険改善の取り組み

①介護保険制度の改善を求める 5・22請願署名提出行動

②介護・社会保障をめぐる情勢と今後の課題（全日本民医連 林泰則事務局長）

③人権としての介護保障をめざして改善の方向と私たちに求められるもの（ソーシャルワーカー 黒岡有子）

4) 地域医療を守る運動

- ① 「国の制度として、18歳までの医療費窓口負担を無料に」
- ② 子ども医療全国ネット「国の制度として、18歳までの医療費窓口負担を無料に」第1回書名提出集会
5月24日(水) 12時~13時30分

5) 健康保険証の廃止を許さない、マイナンバーに係る問題

- ① マイナンバーカード強制をやめて保険証廃止法案は撤回を「5・18院内集会、署名提出行動」
参加 オンライン参加含め750名 署名集計 676,899筆
・あの手この手でマイナ登録をさせているが、その6割の方が紙の保険証の必要を求めている。
- ② 声明「マイナンバー法等改正案」の衆議院特別委員会の採決に強く抗議する(全日本民医連)
原稿の健康保険証の存続を求めます(全国保団連)
- ③ 保険証廃止を止めるためにわたしたちは声をあげます!(全日本民医連)
- ④ 健康保険証の廃止に反対します!(マイナンバー制度反対連絡会)

〈保険医協会:宮倉〉

衆議院では採決され、参議院での審議中で5月11日に参考人質疑があって保団連の武田副会長と障全協の家平事務局長が参考人発言に立った。武田先生は資格確認とマイナンバーの関係で閉院している医療機関がある実態の話で、もう一人の方の発言もよかった。普通はこれが終わると採決という流れだが、今回は1週間くらい伸びてこの週末に採決になる可能性。また誤登録の問題が非常に増えていて先月までは保険証のひもづけが違ふという問題があったが、今度は口座が違ふとかで、こんなのは義務化することではないと。もう一つは医療機関の方で保険証がない場合どうなるか、ひもづけの問題などあれば医療機関は10割もらうしかないことになり、患者さんが医療機関にかかれなくなってしまう。また施設入所の方が非常に問題で、パスワードなどが自分で管理ができないので施設の方がやらなくてはならないし、カードの管理もしなくてはならない。こんなことは施設ではできない。

〈障しず協:大石〉

3人の方の参考人発言を2時間見ていた。非常に問題点が明らかになった。常に医療にかからざるを得ない方たちが、医療から結局除かれてしまう、排除されてしまう、そういう中身だという事が分かった。障全協の家平事務局長の話と保団連の武田副会長の話で問題点が明確になってこれを多くの方が見てくればいいのだけれどと思った。

〈県商連:瀬川〉

組織内では数年前から「マイナンバーカードはつくらない方がいい」と訴えているので会員さんではつくった人はいないが、会員さんの家族はポイントにつられてマイナ保険証をつくったりで「止めたかったんだけど」という話が結構出ている。家族の扶養の場合は保険証のひもづけをかってにできないと思うがどうか。(マイナンバーカードは個人でつくるので扶養は関係ない?)

〈県評:上野〉

マイナンバーカードについて組合に県評として指示を出しているという事はないが、全労連の中にSNSチームというのがあって、そこではツイッターで「マイナンバー反対、保険証なくすな!」という運動、ツイッターで沢山広めていこうというのをやっている。ツイッターデモは社保協でもやっている。ので連携をとりながらやっているが、ツイッターもやっている人が少なく、県評は定期的に取り組んでいる。とにかくやるときはハッシュタグを押すと「紙の保険証廃止反対!」と出るようなそういう状況にまでしていこうと。やった日のトレンドに上がるようにしていこうと。そういうふうにしていくと「何で反対をしているのか!」と、特にツイッターは若い人がよく見てくれるので興味をもってくれるよう、そういう運動をすすめている。

〈自治労連:中村〉

マイナンバーの問題は組合では取り上げていないが、当局からも話はないが周りから相談されたときは「紐づけだけはしたらだめだよ」と助言はしている。

6) 生活保護をめぐる運動

- ①生活保護引き下げ違憲訴訟のこれまでの状況

◇一昨年大阪地裁(2/22)に続き作年の熊本地裁(5/25)、東京地裁(6/24)に続き横浜地裁(10/19)の5件目の勝訴。今年になってからは宮崎地裁(2/10)、和歌山地裁と青森地裁(4/2

4)、埼玉地裁(3/29)、奈良地裁(4/11)の9地裁で勝訴。

◇名古屋地裁(20年6/25)、21年、札幌地裁(3/29)、福岡地裁(5/12)、京都地裁(9/14判決)、石川地裁(11/25)、神戸地裁(12/16) 昨年は秋田地裁(3/7)、佐賀地裁(5/13)、仙台(7/27)で今年になってからは大津地裁(4/13)で不当判決

◇4/14大阪高裁不当判決 5/26千葉地裁判決

②静岡生存権裁判第1次訴訟(13年引き下げ)

・第21回口頭弁論 原告被告双方のプレゼンテーション(3/10) 意見陳述

・6/2 10:00~集会(80名参加)・パレード
午後(笹沼静大教授) 報告集会

・6/23 午前(原告2名) 午後(中澤県立短期大学准教授) 報告集会

・7/7 午後(上藤静大教授) 報告集会

◆記者会見 6/7 15:00~16:10(社会部記者クラブ) マスコミ8社、原告・支援者10名

・11/17 最終弁論 結審⇒判決 5月30日 13:10 結果を受けて集会(弁護士会館)

⇒マスコミ、各団体に依頼

当日18:10~のNHK「たっぷり静岡」で3分間にわたって放映された。

③静岡生存権裁判第2次訴訟(18年引き下げ)

・第6回口頭弁論(最終) 4/21(金) 14:30~ 口頭弁論⇒報告集会

・弁護士会議 3/2 18:00~ 次回 5/17

④「公正な判決を求める署名」について

・原水協全国集会前に署名宣伝行動 22名参加、143筆(24都府県) ⇒ 通信35号

◆書名提出集会(4/14 青葉公園緑地 14~15時) 約80名参加 テレビ朝日が取材に
静岡地方へ公正な判決を求める署名3,897筆提出 ⇒ 通信36号

生健会、県評、新婦人、障しず協、民医連から連帯の挨拶

※翌日の正午前の静岡朝日テレビ「とびっきり静岡」で放映された。

・第二次提出4月28日(金) 156筆 提出

◆判決公判(5月30日)

判決前集会(12:00)、傍聴券配布(12:30頃)、判決(13:10)、集会(13:30頃)

・支援する静岡の会第5回幹事会 5/16 第6回幹事会 6/29

第9回支援する静岡の会総会

〈県生健会：水谷〉

いよいよ判決の日が近づいてきたが、社保協に結集する団体の皆様のご支援でここまでやってこれた。先日まで取り組んできた「公正な判決を求める署名」も、最新で4,100名分、生健会以外の団体で1,400名分の署名を集めていただいた。新婦人が570筆とか、民医連が400筆とか、それなりに目的意識をもって取り組まなければこういう数にはなかなかいかなかったのではないかなと思う。今全国の様子は9地裁で勝訴(10地裁で不当判決)しているが、行政訴訟でここまで拮抗している裁判はないと言われているが、それくらい我々に正当性があるということ。同時に国の方の巻き返しも激しくて、たとえば神戸地裁で不当判決を下した裁判長が福岡高裁の裁判長に抜擢されたり、秋田地裁で不当判決を出した裁判長を仙台高裁の裁判長に抜擢されるということがやられていると言われている。東北の方では「とんでもないことだ」と裁判長の罷免運動までおこっているそうです。静岡県のたたかいでは原告の7人の内、亡くなった方、入院されている方もいて、裁判そのものも8年以上も立っているという問題があるが、動ける3人の原告はどんな判決があろうとも、酷い判決なら控訴して頑張ろうということになっている。30日に勝てば3人で東京の厚労省に行って、控訴するのと、同時に記者会見をやることになっている。千葉地裁が26日に判決がある。千葉と静岡とで合同で31日には東京へ行くことになっている。当日も頑張っていきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

〈小高〉

昨日、記者クラブ(マスコミ18社)に判決当日の「取材のお願い、通信35号、通信36号、とりでニュース5月号」を印刷しておいてきたが、いつもと違う「よろしくお願いします」「当日は記者会見もお願いします」などの反応があった。その日に早速、連絡先になっている生健会に「記者会見の問い合わせ」や「原告宅への取材のお願い」があり、今日になって愛媛民医連から57筆分の署名が届いたという

連絡もあった。また当日の静岡地裁201号法定と報告集会の会場（弁護士会館）をいっぱいにしてそれをマスコミに取材、報道してもらい、今後のたたかいにもつなげていけるよう参加組織をよろしく願いたい。

7) 高齢期をめぐる運動

①年金引き下げ違憲訴訟 東京高裁判決

4月14日（金）15：00～ 大型バスで参加行動→不当判決

第3回東京高裁12/8（木）結審 東京高裁前で宣伝行動 大型バスで参加（30名）

・第1回東京高裁 5/19（木）・第2回東京高裁 9/15（木）

②「若者も高齢者も安心できる年金と雇用を！2022署名」推進の取り組み

→提出行動・「物価高騰に見合う年金引き上げ」を求める決起集会（3/22）

③第36回日本高齢者大会 in 東京成功に向けて

静岡県高齢期運動連絡第6回会幹事会 5月25日（木）13：30～（ロッキースセンター小会議室）

④ 第9回静岡県高齢者大会 6月6日（火）9：50～15：30（クリエート浜松）

〈記念講演〉講師：本田宏氏（NPO法人 医療制度研究会副理事長）

テーマ：大砲よりバター！～新しい戦前を迎えないために～

〈分科会〉4分科会

8) 障害者の生活を守る運動

①第25回静岡県障害（児）者の実態・要求交流集会

日時：6月11日（日）14：00～16：00（13：00～総会）

場所：静岡労政会館

9) 「大軍拡をやめさせ、社会保障、憲法改悪を許さない」取り組みについて

①「大軍拡阻止、いのちとくらし守れポスター」の活用

② 軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める院内集会

6月8日（木）14：30～17：00

講演：岡崎祐司教授（佛教大学）

テーマ：戦争をしない国の新たな生活保障への道

～国民最低限、必要充足、ジェンダー平等と社会保障運動～

③ 憲法25条を守り、活かそう 5.28学習交流集会

日時：5月28日（日）13：30～16：30

テーマ：「大軍拡で社会保障制度はどうなるか」今後のたたかひの展望

講師：長友薫輝さん（佛教大学准教授）

10) その他

①「乳腺外科医師えん罪事件」さらなる支援を

②声明・談話等

◇「異次元」の少子化対策 国の責任で子育て支援の強化を（全国商工団体連合会）

◇大軍拡でなく、子育て予算倍増ただちに（新日本婦人の会）

◇最低賃金の地域区分4ランクから3ランクへ 地域間格差を解消し全ての労働者の賃上げをめざそう
（自治労連）

◇衆議院での「出入国管理及び難民認定法改正案」の採決に抗議し、参議院での廃案を求める

（全日本民医連）

◇G7サミット議長国として、唯一の戦争被爆国にふさわしいイニチアチブを發揮し、

日本のジェンダー平等と人権を国際基準に引き上げるよう求めます（新日本婦人の会）

◇大軍拡・大増税の予讃成立 憲法理念徹底する税制度実現を（全国商工団体連合会）

◇原発推進法案の採決に抗議し、原発ゼロ・再エネ転換を求める（全日本民医連）

1 1) 社保協入門テキストについて

◆隔月号「社会保障」初夏号・入門テキスト 第2弾購読と活用をお願い

民医連で活用する部数を含め100部を県社保協として注文済。各加盟、オブザーバー団体等には事務局
団体会議資料と一緒に郵送する済み。

〈県商連〉全商連を通して中央社協から注文書が来たので民商からも注文があったので前号とセットで注文
をした。

1 2) 一斉地方選挙の結果

①「女性ゼロ議会」に風穴（東京新聞 4/26）

②のびのび自由な選挙を！（救援新聞 2/5）

3. 県社保協の年間方針企画の取り組みについて

1) 「人間らしい生活を！いのちを守る静岡県民つどい」について

第8回県民のつどい第1回実行委員会 4月28日（金）14：00～（国労会館小会議室）

第2回実行委員会 6月13日（火）14：00～（国労会館小会議室）

報告別紙

2) 第50回中央社保学校horm岡山（オンライン会議）

・2023年9月16日（土）～17日（日）（岡山市勤労福祉センター）

4. 全国課題（中央社保協）、県内協同課題への参加・結集など

1) 全国会議

◆中央社保協2022年度全国代表者会議

2月8日（水）10：00～17：00 完全オンライン：ZOOM 参加 宮倉、小高

◆中央社保協第67回定期総会

7月5日（水）11：00～16：30 全労連会館2階ホール及び、オンラインZOOM

2) 中央社保協東海ブロック会議

◇12月14日（水）13：30～15：30（ZOOM会議）

参加 小高

◇3月15日（水）13：30～15：30（ZOOM会議）

参加 小高

◇6月 9日（金）10：30～12：30（ZOOM会議）

参加予定 小高

3) その他県内・全国集会等

◆第94回静岡県中央メーデー

5月1日（月）集合10：00～ パレード11：20～（静岡市 駿府城公園 東御門前広場）

◆原水爆禁止国民平和大行進 静岡県下（5/19～5/31）

◆第60回静岡県母親大会全大会 6月21日（日）（清水テレサ）

◇第29期 第4回事務局団体会議

6月22日（木）14：00～15：30（国労会館小会議室・オンライン併用）

◇第29期 第5回事務局団体会議

7月18日（火）14：00～15：30（国労会館小会議室・オンライン併用）

第9回静岡県高齢者大会

軍事費2倍「5兆円」でこんなことが可能に

中小業者 支援	消費税を8%に戻す	4兆3146億円
	インボイス廃止	2480億円
	持続化給付金の再実施	約5兆5千億円
医療	医療費窓口負担(1~3割 本人負担)をゼロに	5兆1837億円
	国保料・税を1人当たり 2万3千円引き下げ (加入者2660万人)	約5兆円
年金	受給者(4051万人) 全員に月1万円、 年12万円を上乗せ	4兆8612億円
子育て・ 教育	大学授業料の無償化	1兆8千億円
	児童手当の高校までの 延長と所得制限撤廃	1兆円
	小・中学校の給食無償化	4386億円

政府資料、各種報道から作成

全体会 記念講演

大砲よりリッターを！

～新しい戦前を迎えないために～

本田 宏 氏(NPO 法人医療制度研究会副理事長)

2023年6月6日(火) 9:50～

クリエート浜松・ホール(浜松市中区)

09:30 受付開始

09:50 全体会 記念講演

12:00 昼食

13:00 テーマ別分科会

15:30 分科会終了 解散

<第1分科会(22講座室)>

◆高齢者の補聴器購入費用助成制度のとりくみ

◆報告者：年金者組合磐田支部

県議会議員選挙でも話題に。社会保障の権利は、費用の心配なく、差別や偏見が無く、誰もが簡易に利用できる方法によって補償されなければなりません。(日本高齢者人権宣言)

<第2分科会(54会議室)>

◆高齢者と交通権について

～静岡市駿河区自主運行バスのとりくみ～

◆報告者：寺尾 昭 氏(静岡市議)

路線バスが廃止になった……。静岡市駿河区におけるとりくみをみんなで考えましょう。高齢者には、交通権と移動の自由があります。(日本高齢者人権宣言)

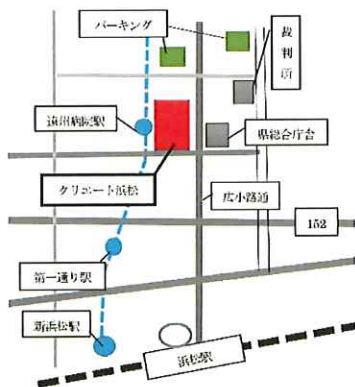
参加費 500円

<昼食は各自で>

- お弁当が食べれる場所があります。
- 周りには食堂があります。

会場案内

- 浜松駅より徒歩10分
- 遠州鉄道「遠州病院駅」下車
- 遠州バス「県総合庁舎」下車



<第3分科会(52会議室)>

◆大軍拡と浜松基地を考える

◆報告者：浜松市平和委員会

大軍拡・敵基地攻撃能力路線で、浜松基地はどう変わるのか？

<第4分科会＝動く分科会>

◆浜松城 戦績めぐりで平和を考える

集合場所：クリエート浜松ホールロビー

参加申込は各団体へ 年金者組合静岡県本部 (054-202-3115) 静岡民医連 (054-287-7355)
新婦人静岡県本部 (054-246-9463) 生活と健康守る会 (054-254-2998)

第25回静岡県の障害（児）者の

じったい・ようきゅう交流集会

お元気ですか？安心して毎日の生活が送られていますか？ さまざまな物価の高騰によりくらしが大変になっています。必要な時はすぐに医療にかかりたい 選択できるサービスや安心してくらせる場がほしい あたりまえなねがいを実現するには？ みんなで実態を出し合って学びあいの場にしましょう。

日時 2023年6月11日（日）14時～16時

（13時～14時には障しず協第21回総会を行っています）

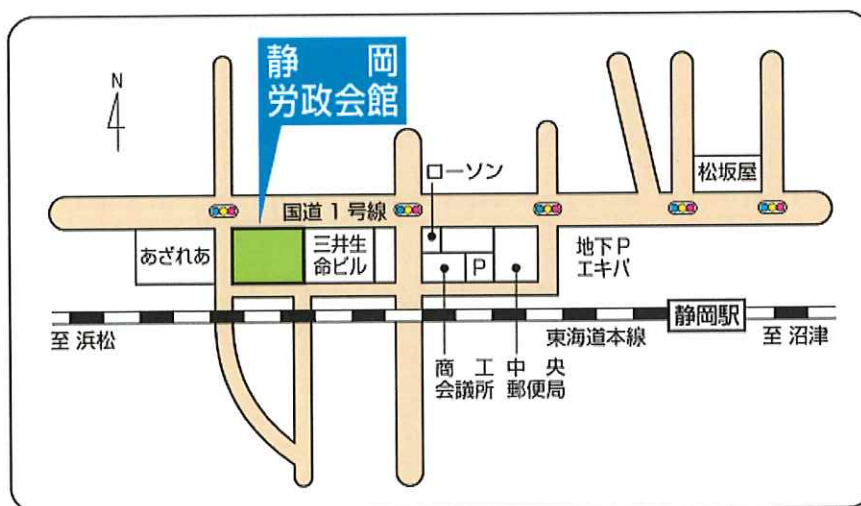
講演 しょうがいしゃ・かぞくがえがおでくらせるように！

～国連障害者権利委員会からの日本への勧告を知ろう～

講師 赤松英知さん（きょうされん 常務理事）

こうりゅうしてげんきになろう

場所 静岡労政会館（静岡駅から歩いて10分）



主催 障害者の生活と権利を守る静岡県連絡協議会・全国障害者問題研究会静岡支部
きょうされん静岡支部

連絡先 石上哲夫 054-628-7074

藤田真也 笠井共生活動センター内 053-570-7710

三橋伸平 ともの家内 054-352-1197

★コロナ禍の状況により Zoom での開催も検討中です。

補聴器購入 6月から助成制度 静岡・掛川

静岡県掛川市で6月から補聴器購入助成制度が実現することから、「補聴器の公的補助を求める掛川の会」（遠山陽一朗代表）は15日、「聞こえの学習会」を開催しました。

同市では、「掛川の地域医療をよくする会」が

「聞こえの学習会」開く

中心となつて2年前から補聴器公的補助を求める会を結成し約2千人の署名を集め、制度が実現しました。予算規模は850万円、200人分が初年度からつきました。65歳以上（上限5万円）だけでなく、40歳以上65歳未満（上限2万円）も対象に。市民税所得割が46万円未満の、ほとんどの市民が対象です。

菅原さんの講演を聞く参加者15日、静岡県掛川市



あっても補聴器をつけていない人は36%で、補聴器を使用している人は17%にすぎないと説明。難聴の程度と聞こえの具合、補聴器の価格と性能、トレーニングなど分かりやすく話しました。

会場から補聴器が高い理由、汚れたら洗っていいのかなど質問が相次ぎました。

袋井市議会が、国に提出した意見書

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症発症の危険因子となることも指摘されている。

我が国の難聴者率は、欧米諸国と比べても大差はないが、補聴器の使用率は欧米よりかなり低い状況にあり、速やかな普及が望まれるものの、国の補助対象は身体障害者福祉法に規定する重度・高度の難聴者に限られているのが現状である。

補聴器は高額なうえに保険の適用がなく、加齢性難聴者に対する公的支援制度もないため利用者の負担が大きく、普及が進まない要因となっている。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられる。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月20日

袋井市議会議長 戸塚哲夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官 様

補聴器購入助成を求める連絡会ニュース

2023. 3. 28

「補聴器購入に支援制度を」 国に意見書提出

2月議会最終日、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書」を可決し、国に提出しました。

「意見書」は、加齢性難聴が生活の質を落とすことや認知症の要因であることを指摘し、欧米諸国と比べて使用率が低さが、高額で負担の大きいことが要因であると述べ、国において公的支援制度の創設を強く要望しています（意見書全文は裏面に）。

署名活動が大きく影響

私たち連絡会は、10月15日から、補聴器購入助成を求める、市長・市議会議員への陳情署名（①市独自の購入助成制度を創設すること②国に対して公的助成制度を要望する意見書を出すこと）を始めました。

12月14日に1285筆の署名を市長に手渡し、懇談しました。また、2月3日に、1424筆の署名を市議会議員に手渡ししました。

署名運動の広がりや、「意見書」提出に大きく影響したものです。改めてみなさんのご協力に感謝申し上げます。

掛川市でも市独自の助成制度

補聴器の購入助成に踏み出す自治体が急増しています。2021年7月の35市区町村から、2022年末の123市区町村へと、わずか1年半で3.5倍に増加しました。

新年度予算で「高齢者補聴器購入助成事業費」を計上する自治体も多くあります。お隣の掛川市も、その一つです。

掛川市では850万円の予算が計上されました。掛川市の補聴器購入助成制度の概要は次表の通りです。



掛川市補聴器購入助成制度の概要

◎助成は、補聴器購入額の2分の1以内。ただし、上限は次の通りです。

65歳以上	5万円
40歳以上65歳未満	2万円

◎対象者は、40歳以上の難聴者（身体障害者は除く）で、市民税所得割が46万円未満の方

市の対応 一般質問答弁では

2月議会で、竹村真弓議員が補聴器問題を取り上げ、「2022年11月議会で『来年度、制度創設について検討する』とのことであった。市民からの声を届いていると思うが」と質問しました。

当局は「市長あての1285筆の署名は大変重いものと認識している」「山形市の『聞こえくつきり事業』など先進的事例を参考に、補聴器購入助成については高齢者健康福祉計画策定の中で総合的に判断していく」と答弁しました。

引き続きご支援・ご協力を

加齢性難聴の「聞こえ対策」の基本は、補聴器の活用です。そのためにも高価な購入費用への助成は重要です。

私たちは、市当局と懇談を重ね、早期実現のため力を尽くします。

また、議会への陳情は「議長預かり」（議会としては何もしない）と処理されました。今後とも、議会でも要望を取り上げてもらうため奮闘します。

引き続き、お力添えをお願いいたします。

「補聴器購入助成を求める連絡会」

<構成団体> 袋井生活と健康を守る会
全日本年金者組合袋井支部
新日本婦人の会袋井支部

代表 浅田 二郎

浅羽2528-1 ☎23-2272

統一 2023 地方選

しずおか

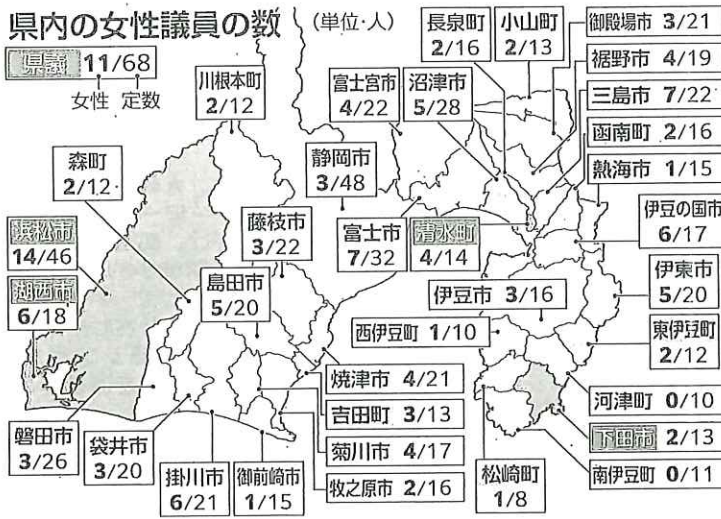
統一地方選後半戦に投票票があった市町議選で、女性議員が不在だった下田、熱海の両市議選、松崎町議選に女性候補が当選した。風穴を開けた新議員たちは生活に直結したさまざまな問題に女性の視点を反映させようと意気込んでいる。

下田、熱海、松崎で相次ぎ当選

下田市議選(定数二三)からは女性ゼロが続いて一九七一年の市制施行以来、今回三人が立候補来、これまで立候補した女性は一人名だけ。この女性が三期務めた後、二〇一五年票を得て初当選した元市教

※統一選が行われた議会のうち、は二人増、は一人増、は増減なし。それ以外は3月7日現在の人数

「女性ゼロ議会」に風穴



「生活密着の感覚を生かす」

「影響持つには3割必要」 静大・井柳教授

県内では県議選など十五の議員選挙で、女性議員の数が計五十五人から七十一人に増加。定数に対する割合は、16%から21%に上昇した。浜松市議会(同四六)が十二人から十四人に、湖西市議会(同八一)も二人増の六人になった。県内の全三十六議会で見ると、女性の割合は16%から18%に増えた。首長選の当選者はすべて男性だった。

選挙で県内女性議員比率

16→21%に上昇

これまでは女性の出馬自体が少なかったが、徐々に増えてきたと「さらなる好循環を生むには当選者が活躍し、実績を示す必要がある」とも話した。

育委員の天野美香さん(全)は、PTAや自治会の役員に女性がいらないことを疑問に感じてきた。女性がなかなか立候補しづらい土地柄にあつて出馬を促されたこととはあつたが、家の事情などを理由に見送つてきた。意を決して立つた今回、「女性目線で施策を」と訴え、住民の生活での困り事などにも細かく耳を傾け、松崎町議選(同八)では十二年ぶりに女性議員が誕生。運動指導員の菜野良枝さん(全)は防災や健康につ